

競 技 注 意 事 項

本大会は、「2017年度日本陸上競技連盟競技規則及び、駅伝競走規準並びに本大会申し合わせ事項」により実施する。

1. 競技について

- ① 競技者はいかなる場合でも必ず道路の左側を走らなければならない。また交差点においてはその中心より右へ出てはならない。ただし、警察官・走路員の指示のある場合はその指示に従う。
- ② 競技者は競技中、飲食物を携帯することも、飲食することもできない。
- ③ 競技中コース内の車両の乗り入れ、車両による付き添い、伴走等を一切禁止する。違反があったことを競技役員が認めたとときはその所属チームを失格とすることがある。
- ④ 競技者が途中で医務員に競技中止を命じられた場合、又は著しく遅れた場合はただちに競技を中止しなくてはならない。但し、次の区間より繰り上げ出発は可能である。ただし、総合時間、順位は無効となるが、他の区間の区間記録は有効とする。
- ⑤ 競技者配置のための車両は出さないで公共交通機関を利用すること。

2. 競技者変更について

12月8日（金）のメンバーエントリー終了後の競技者変更（正選手と補欠）は原則として認めない。但し、競技者に急病・事故・その他重大な事故が生じ、選手の変更をする場合は、大会当日スタート1時間前（7：20）までに、医師の診断書を添えて大会総務までに提出する。また、各中継点での選手の変更も、各先頭通過予想時刻の1時間前に各中継所の担当主任に提出するとともに、大会総務に連絡をすること。

3. 繰り上げ出発について

繰り上げ出発は、女子先頭通過後15分で繰り上げとし、走者のタスキの色は白色とする。大会終了後ただちに本部へタスキを返却すること。

4. 中継点について

- ① 中継点でのタスキの受け渡しは必ず手渡しで行うこと。
- ② 2人以上走者が接近して中継点に近づいて来た時は、先頭より順に道路の左側から並んで待つこと。
- ③ タスキを渡し終えた走者は、他の走者を妨害しないようにただちに道路左側に出ること。
- ④ 付き添いは走者が走り終わっても道路に入らないこと。

5. 招集について

- ① 第1次招集は先頭通過予定時刻の30分前に出発点で行う。代理人でも可。
- ② 第2次招集（最終コール）は先頭通過予定時刻の10分前に出発点で行う。代理人は不可。

各中継所	スタート	第1中継所	第2中継所	第3中継所	第4中継所
先頭通過 予定時刻	8：20	8：29	8：43	9：02	9：18
第1次招集	7：50	7：59	8：13	8：32	8：48
第2次招集 (最終コール)	8：10	8：19	8：33	8：52	9：08

6. 荷物の運搬について

- ① 選手の更衣物は必ず主催者が準備する荷物車にて運搬する。競技中に各大学が運搬することはこの事項に違反したとみなし、そのチームは、伴走しているとみなす。
- ② 選手の荷物（更衣物）は前もって1つにまとめて主催者の用意する荷物袋に入れること。また、事前に荷物袋用ゼッケンを配布するので必ず荷物袋の上部に取り付けること。
- ③ 荷物の引き渡しは中継所審判員が指定した場所で行うこと。（荷物の置き場は、中継所審判員の指示に従うこと。）
- ④ 荷物運搬のために各チームは荷物の置き場に必ず付き添い人を待機させること。
- ⑤ 主催者のミスによる荷物等の紛失以外は一切責任を負わない。

7. 車両について

- ① 大会車両は次の車両に限る。

大会車両名	(車種)	大会車両名	(車種)
先導車	(タクシー)	荷物車	(ワゴン車)
規制開始合図車	(ワゴン車)	誘導車	(軽自動車)
本部車A	(ジャンボタクシー)	統括車	(ジャンボタクシー)
本部車B	(ジャンボタクシー)	記録車	(タクシー)
本部車C	(ジャンボタクシー)	規制解除広報車	(ワゴン車)
本部車D	(ジャンボタクシー)	補助員A	(バス)
本部車E	(ジャンボタクシー)	補助員B	(バス)
審判車A	(タクシー)	補助員C	(バス)
審判車B	(タクシー)	補助員D	(バス)
審判車C	(タクシー)		

※ 大会関係車両は車両幕で明記する。

- ② 大会関係車両以外の車両（伴走車・応援車等）は一切禁止する。
- ③ 大会関係車両といえども交通規則を厳守し、警察官の指示に従うこと。
- ④ 中継所付近の大会関係車両以外は全て駐車禁止とする。

8. その他

大会規則、注意事項、申し合わせ事項に違反したと認められた場合は、その該当校を失格とすることがある。上記注意事項はその該当校（チーム）の関係者もこれに準ずる。